

様式第3号（第3条関係）

「とくしま農林漁家民宿」の開業に係る「簡易自己チェックシート」（その1）

住 所：  
氏 名：

	関係法	内 容			該当に○	備 考
経 営 に 関 す る こ と	余暇法	経 営 者	農家（法人等経営含む）			
			林家（法人等経営含む）			
			漁家（法人等経営含む）			
			上記以外 （個人に限る。）	地域内の農林 漁家との連携	あり	
				なし		→「とくしま農林漁家民宿」対象外
	農林漁業体験 プログラム	あり（自らのみ）			経営者が農林漁家であること	
		あり（自ら、あっせん）				
		あり（あっせんのみ）				民宿所在地が特区であること
なし			→「とくしま農林漁家民宿」対象外			
営 業 に 関 す る こ と	客室延床面積	33㎡以上 （目安：畳 20 枚以上）			→「とくしま農林漁家民宿」対象外	
		33㎡未満				
	最大収容人数	10人以上			→「とくしま農林漁家民宿」対象外	
		10人未満（ 人）				
	家族人員			人	—	
	トイレ	家 族 共 用	男性用	箇所	—	適当な数の便所があること
			女性用	箇所		
			男女共用	箇所		
		客 専 用	男性用	箇所	—	
			女性用	箇所		
			男女共用	箇所		
洗面施設数	家族共用		箇所	—	適当な数の洗面設備があること	
	客専用		箇所	—		

「とくしま農林漁家民宿」の開業に係る「簡易自己チェックシート」(その2)

	関係法	内 容		該当に○	備 考	
営業に関する こと	食品衛生法	飲食物の提供	あり (1泊2食付、1泊朝食付など)	次の2つを台所に設置。 ・従事者用手洗設備 ・流水式洗浄設備	あり	飲食店営業許可必要 食品衛生責任者の設置必要 (食品衛生責任者養成講習会修了者等)
			なし(素泊まり、自炊(料理体験含む))		なし	許可申請までに施設の改修必要
		使用水	水道水			
			井戸水等(水道水以外の水)			年1回以上の水質検査必要
施設整備 に関する こと	消防法	次の全項目に該当するか。 ① 一般住宅と併用 ② 民宿用途部分の床面積が、一般住宅部分の床面積より小さい。 ③ 民宿用途部分の床面積が50㎡以下				全ての項目が○の場合は、「一般住宅」扱い。 一つでも該当しない場合は、消防用設備等の設置が必要
		消防法令適合通知書の交付 (旅館業の営業許可申請に必要)				管轄の消防本部(消防署)に相談 (施設平面図、位置図、建物の配置図が必要)
	建築基準法	次の全項目に該当するか。 ① 住宅と併用 ② 客室用途部分の床面積が33㎡未満 ③ 各室から直接避難可				全ての項目が○の場合は、「住宅」扱い。 法律に基づく措置や手続き等は不要
		旅館用途部分床面積	200㎡以下			建築確認申請不要
			200㎡超			建築確認申請(用途変更)必要
	浄化槽法	浄化槽	農林漁家民宿専用			処理人槽=民宿の定員(人)
住宅の一部を民宿として利用し、かつ客室の床面積33㎡未満				一般住宅扱い		
住宅と民宿で浄化槽を共用する場合で客室の床面積33㎡以上				処理人槽=民宿の定員(人)+ 5人(住宅用途面積130㎡以下) または7人(住宅用途面積130㎡超)		
水質汚濁防止法	特定施設(ちゅう房施設、洗濯施設、入浴施設)を設置。				保健所環境担当等に相談	

注1) 客室延床面積(33㎡)については、通常足を踏み入れない、押入、床の間、簡単には移動できないタンス等の面積は除く部屋の面積。

2) 消防法における民宿用途部分の床面積(50㎡)については、客室(部屋の面積、押入、床の間等を含む。) + 共用部分(台所、トイレ、風呂、廊下、玄関等)の面積を客間と自室専用部分の面積で按分した面積。

3) 建築基準法における旅館用途部分の床面積(200㎡)については、客室(部屋の面積、押入、床の間等を含む。) + 共用部分(台所、トイレ、風呂、廊下、玄関等)の面積。

4) 住宅用途面積が180㎡以下で、実居住人員等の条件を満たす場合は、住宅部分に限り、人槽緩和が可能となるため、詳しくは所管の建築基準法担当へ御相談ください。